



平成 27年 5月 12日

各 位

会社名 福留ハム株式会社
代表者名 代表取締役社長 中島 修治
(コード番号 2291 東証第2部)
問合せ先 総務支援部長 加藤 博美
(TEL 082-278-6161)

「内部統制システム整備の基本方針」の改定について

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「内部統制システム整備の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システム整備の基本方針

当社は、会社の永続的な成長・発展のため並びに株主・顧客の方々からの支援を得、信頼される企業経営を実現させるため、法令及び定款を遵守するとともに業務の適正及び財務報告の信頼性を確保することを目的として、内部統制システムを整備する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、毎月3回開催する経営会議において経営に関する課題を検討し、定期的開催する取締役会で経営に関する課題について決定する。(なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。)
- (2) 取締役は、取締役会で決定した「内部統制」に関する基本方針に従い運用しているかを監督するとともに業務の改善等によるシステムの変更が生じた場合、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社グループは、社会の秩序や企業活動を脅かす反社会的勢力との関わりを一切持ちません。また、そのような団体、個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 各文書の保存及び管理は別に定める文書規定に従い運用実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直し等を行う。
- (2) 各会議事務局は議事録(株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録等)を作成し保管する。
- (3) 取締役・監査役は、常時、これらの文章を閲覧できるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- (1) 検査部を代表取締役社長直轄(代表取締役社長が任命した取締役または執行役員がその補助の任に当たる場合がある。)とし、独立した立場から監査を実施し、その結果について代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (2) 品質保証部を代表取締役社長直轄(代表取締役社長が任命した取締役または執行役員がその補助の任に当たる場合がある。)とし、独立した立場から品質検査等を実施し、その結果について代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (3) 当社グループにて不測の事態が生じた場合、コンプライアンス委員会及び環境・品質・災害のリスクについてはFRA(福留ハムリスクマネジメントアクション)を開催し重要課題に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画及び年度経営計画を定め、達成すべき目標を明確にする。
- (2) 当社は、毎月3回開催する経営会議及び定期的に開催する取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、毎月年度経営計画の進捗を確認する営業部経営会議及び各事業部経営会議を開催し、目標達成を図る。
- (3) 職務の執行に関する権限及び職責等については、「業務分掌規定」、「職務権限規定」、「業務マニュアル」等の社内規定により、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行が行える体制を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ全体のリスク管理等は検査部による監査、品質保証部による品質検査等及総務支援部がコンプライアンス委員会規定に基づき関係部署との連携を図り管理する。
- (2) 検査部は、定期的に子会社の内部統制の状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (3) 当社の役員及び執行役員を子会社の役員に就任させることにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

また当該使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

7. 監査役会又は監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼす恐れがある事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、定例及び臨時の取締役会、毎月開催する経営会議に出席する他、重要な会議にも出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して、業務執行状況等に関する報告を求めることができる。
- (3) 監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にして不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。
- (4) 監査役が職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還を請求した時は、監査役の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、会計監査人、検査部、グループ各社の監査役と情報交換に努めるとともに、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保する。
- (2) 監査役会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項等についての情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。
- (3) 監査役会は、会計監査人及び検査部との連携を図り、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、内部統制規定に基づき財務報告に係る内部統制監査を行う。

以 上